

判決年月日	平成 2 4 年 4 月 9 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 3 年（行ケ）第 1 0 2 6 5 号		
○ 名称を「移動体の操作傾向解析方法，運行管理システム及びその構成装置，記録媒体」とする発明に係る特許について，新規性欠如，進歩性欠如の主張を排斥し，原告の無効審判請求を不成立とした審決を維持した事例			

（関連条文）特許法 2 9 条 1 項 3 号，同条 2 項

1 事案の概要

被告は，平成 1 1 年 1 0 月 1 2 日，名称を「移動体の操作傾向解析方法，運行管理システム及びその構成装置，記録媒体」とする発明につき特許出願し（優先日 平成 1 0 年 1 0 月 1 2 日，優先権主張国 日本国，特願平 1 1－2 9 0 3 5 4 号），平成 1 3 年 9 月 7 日，本件特許登録を受けた（特許第 3 2 2 9 2 9 7 号，請求項の数は 2 0）。なお，本件特許については，特許異議の申立てに対して被告から請求項の数を 1 6 に減らす等の訂正請求がされ，平成 1 5 年 1 月 2 1 日に本件特許を維持する旨の決定がされている。

原告は，平成 2 3 年 1 月 2 8 日，新規性欠如，進歩性欠如を理由に，上記訂正後の請求項 9，1 5 につき無効審判を請求したが（無効 2 0 1 1－8 0 0 0 1 3 号），特許庁は同年 7 月 1 1 日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決をしたので，原告が審決の取消を求めて訴えを提起したのが本件訴訟である。

2 裁判所の判断

裁判所は，主として次のとおり判示して，審決の判断は誤りでないとし，原告の請求を棄却した。

(1) 請求項 9 の発明（本件発明 1）にいう「特定挙動」は交通事故が生じる場合の車両の挙動に限られないから，甲第 1 号証（特開平 1 0－1 7 7 6 6 3 号公報）記載の発明（甲第 1 号証発明 1）にいう「事故」の場合の車両の挙動とは形式的には異なるが，甲第 1 号証に，エンジン回転数やブレーキ信号等を「事故信号」として利用することができる旨記載されていることからすれば，甲第 1 号証発明 1 のデータ収集装置においても，車両の角速度や加速度等が一定の値（閾値）を超えた場合に「事故信号」ありとして所要の動作をすることが排除されていない。本件発明 1 において「特定挙動」を手掛りにして所要の動作を行うことと，甲第 1 号証発明 1 において「事故」の発生を手掛りにして所要の動作を行うこととは，装置ないし機器の構成上，実質的に相違するものではなく，本件発明 1 にいう「特定挙動に関わる情報」も甲第 1 号証発明 1 にいう「運航状態データ」も，例えば角速度のような車両の挙動ないし客観的状況を示すデータを主として指す。したがって，相違点 1 は実質的なものではない。

本件発明 1 においては交通事故の発生が必ずしも前提とされていないが，甲第 1 号証発明 1 のドライブレコーダとしての機能は，交通事故の発生を前提としており，記録媒体のデータを運転者の交通事故に繋がり得る操作（運転）の傾向を把握するために利用することは，甲第 1 号証中で記載

されていないから、相違点 2 は実質的なものである。

そうすると、本件発明 1 と甲第 1 号証発明 1 は実質的に同一ではない。

(2) 甲第 2, 3 号証（実開平 4－1 2 3 4 7 2 号公報, 特開平 6－2 2 3 2 4 9 号公報）に記載された発明は、いずれも運転者の交通事故に繋がり得る操作（運転）傾向一般を把握することを技術的課題とするものではなく、甲第 1 号証発明 1 と技術分野が共通であっても、解決すべき技術的課題の相違にかんがみれば、当業者において甲第 1 号証発明 1 に甲第 2, 3 号証に記載された発明を適用することは困難であり、相違点 2 に係る構成に想到することは容易でない。

したがって、甲第 1 ないし 3 号証に基づいては請求項 9 の発明（本件発明 1）を容易に発明することができないとした審決の進歩性判断に誤りはなく、請求項 1 5 の発明（本件発明 2）についても同様である。